

6月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）	
市民法律相談	毎週火曜日 25日(木)	13:00~17:00	広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	16日(火)	13:00~16:00	真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	17日(水)	13:00~16:00	広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15	療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:15	総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専門相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:00~12:00	土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	12日(金)・19日(金) 22日(月)	14:00~16:00 10:00~12:00		精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 13日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	25日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

事故を防ぎ、長く安全に使うために

消費生活センターから

☎823-3928

長期使用製品安全点検制度

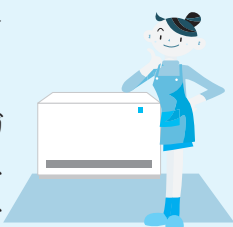
私たちの暮らしを豊かにしてくれる生活製品、しかし、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒死など、長期間使用が重大な事故に繋がったケースも報告されています。事故を防ぎ製品を長く安全に使用するための「長期使用製品安全点検制度」が4月1日からスタートしました。

◆どんな制度？

長期間使用している以下9製品について、メーカーが所有者に点検時期を知らせ、点検を受けることで重大事故を防止しようという制度です。

◆対象となる製品

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、屋内式ガスふる釜(都市ガス用、LPガス



用)、石油給湯器、石油ふる釜、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

◆何をすればいいの？

1. 所有者登録をしましょう。対象製品を購入したら添付されている所有者票に必要事項を記入しメーカーに送りましょう。(賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が登録)
2. メーカーから点検時期の通知が届いたら、点検を受けましょう。(点検は有料)

事故が起きると周りの人にも迷惑がかかります。点検を受け製品事故を防ぎましょう。

◆この制度の問い合わせ先

経済産業省商務流通グループ製品安全課

(☎03-357-4707)